

## 円定期預金規定

### 第1条（預入れ）

1. この預金への預入れは、1口につき1千円以上1円単位とします。
2. この預金への預入れは、お客さま名義の円普通預金（決済用預金も含む）からの振替により取扱います。この預金には、現金による預入れはできません。

### 第2条（満期における取扱方法）

#### 1. 満期取扱方法の選択

満期取扱方法として、預入時に、元利継続、元金継続または満期解約のいずれかを選択いただきます（満期日を指定する預入れの場合、満期取扱方法は満期解約のみとなります）。また、満期取扱方法を変更する場合は、満期日（継続をしたときは継続後の預金の満期日をいいます。以下同じ）の前日までに当社所定の方法により行うものとします。なお、満期解約を元利継続または元金継続に変更する場合は、継続後の預金について、預入期間も指定するものとします。

#### 2. 元利継続または元金継続

- (1) 満期日に前回と同一の期間の円定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。なお、お客さまは、満期日の前日までに当社所定の方法により手続きすることにより、継続後の預金の預入期間について、前回と異なる期間に変更することができます。
- (2) 元利継続を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金に利息を加えた金額とします。元金継続を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金と同じ金額とし、利息はあらかじめお客さまが指定したお客さま名義の当社の円普通預金（以上を総称して、以下「入金口座」といいます）に入金します。
- (3) 継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (4) 継続を停止するときは、所定の日までに、当社所定の方法により、満期取扱方法を満期解約に変更してください。この場合、この預金は、次項に従い、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

#### 3. 満期解約

満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は入金口座に入金します。

### 第3条（満期日前の解約）

この預金は、満期日前の解約は原則としてできません。ただし、お客さまより当社所定の方法により満期日前にこの預金の全部を解約する旨の申出があり、かつ当社が認めた場合に限り解約することができます。なお、この預金の一部のみを解約することはできません。

#### 第4条（利息）

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および適用する利率（継続後の預金については第2条第2項第3号の利率。これらを以下「約定利率」といいます）によって単利の方法により計算し、満期日に支払います。
2. この預金の利息に適用する利率は、別途定める預入期間および預入金額の区分に応じて異なることがあります。各区分における利率は、当社ウェブサイト上に表示します。約定利率は、預入日（継続したときはその継続日）において、当社ウェブサイト上の該当区分に表示された利率とします。
3. 満期日に何らかの理由により解約ができなかった場合、満期日に第1項により計算された利息を元金に組入れます。満期日の翌日以降に解約する場合、満期日以後の利息の計算方法は、満期日から解約日の前日までの期間について、円普通預金規定第3条に準じた取扱いとし、解約日に支払います。
4. 第3条にしたがい、この預金の全部を満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数について次の中途解約利率によって単利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

#### <2019年10月1日以降に預入れされた円定期預金>

中途解約利率 = 約定利率に預入後の経過期間（預入日から中途解約日の前日までの実日数）に応じた割合を乗じた利率と、解約日の円普通預金金利と比較して低い方の利率

実際のお預け入れ期間	中途解約利率
1年未満	約定利率×10% と 解約日の普通預金金利と比較して低い方の利率
1年以上3年未満	約定利率×20% と 解約日の普通預金金利と比較して低い方の利率
3年以上5年未満	約定利率×30% と 解約日の普通預金金利と比較して低い方の利率
5年以上7年未満	約定利率×40% と 解約日の普通預金金利と比較して低い方の利率
7年以上10年未満	約定利率×50% と 解約日の普通預金金利と比較して低い方の利率

<2019年9月30日までに預入れされた円定期預金>

中途解約利率＝約定利率×下記の当初約定した預入期間に応じた利率

中途解約利率掛目		当初お預け入れ期間										
		1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
約定から解約までの期間	1年未満	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%
	1年以上 2年未満		2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%
	2年以上 3年未満			10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	3年以上 4年未満				10%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
	4年以上 5年未満					15%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
	5年以上 6年未満						20%	25%	25%	25%	25%	25%
	6年以上 7年未満							25%	25%	25%	25%	25%
	7年以上 8年未満								25%	30%	30%	30%
	8年以上 9年未満									30%	40%	40%
	9年以上 10年未満										40%	40%

5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、円未満は切捨てます。

第5条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

- この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
  - 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
  - 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定する

ことができるものとします。

3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - (2) 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第6条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

#### 第7条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

(2020年4月1日現在)